三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第四項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第五項の規定

第十七条の二の二第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の二の三、第十七条の三第二項、第十七条の三の二第四項及び第十七条の三の三第二項を削る。

第十七条の四中「同条第一項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第九項、第十七条の二の三第九項」を「第十七条の二第十一項、第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項」に、「掲げる規定」を「掲げる規定」と、同法第百四十四条中」とあるのは「規定」に、「」と「」とする」を「」と、同法第百四十四条中」と、「同項各号に掲げる規定に」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の二の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）に」と、「規定」と、同項第四号」とあるのは「規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）に」と、同項第四号」とする」に改める。

第十七条の五第三項及び第四項を削る。

第十八条の二第三項中「第七十二条第一項各号」の下に「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加える。

第十八条の三第一項中「、第六十二条の五第五項並びに同法第十八条の三第一項の」と」を削り、同条第二項中「第四十二条の四第二項」に改め、同条第四項の表租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項及び第三十七条第二項の項中「第三十六条の二第四項及び第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の項を次のように改める。

租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項	第百十二条第二十項の信託費用帰属額（同法	第百十二条第二十項並びに震災特例法第十八条の三第一項の信託費用帰属額（法人税法
租税特別措置法施行令第三十九条の三十二第一項	第百十二条第二十項の	第百十二条第二十項並びに震災特例法第十八条の三第一項の

第十八条の七第一項中「第十八条の八第一項（」を「第十八条の九第一項（」に、「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第一項各号」を「第十八条の九第一項各号」に、「第六十五条の七第十五項第一号イ」を「第六十五条の七第十六項第一号イ」に改め、同条第三項中「第十八条の八第二項」を「第十八条の九第二項」に改め、同条を第十八条の八とする。

第十八条の六の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十八条の七　法第十八条の八第十一項第二号に規定する政令で定める日は、第十七条の二の二第一号に規定する五年を経過する日とする。

2　法第十八条の八第十一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、次に掲げるいずれかの規模のものとする。

一　機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの

二　機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第十九条第五項第一号中「代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）」を、「氏名」の下に「（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあっては、代表者及び同法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十二項中「第六十五条の七第十五項第一号」を「第六十五条の七第十六項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十五条の七第十五項第三号」を「第六十五条の七第十六項第三号」に改め、同条第十四項中「第六十五条の七第十五項第三号ロ」を「第六十五条の七第十六項第三号ロ」に改め、同条第二十九項中「第六十五条の七第十五項第三号」を「第六十五条の七第十六項第三号」に改め、同条第三十項中「第六十五条の七第十五項第三号ロ」を「第六十五条の七第十六項第三号ロ」に改め、同条第四十項の表に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第五項	の規定	並びに震災特例法第二十条の規定

第二十二条の二第一項第三号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項第一号イ中「減価償却資産（」の下に「法第二十五条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。」を加え、同条第四項中「第二十五条の二第十三項」を「第二十五条の二第十二項」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第二十五条の二第十三項に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第三項の規定とする。

第二十二条の二の二第二項第一号イ中「規定する特定機械装置等」の下に「（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の二第九項」に改め、同条第五項を削る。

第二十二条の二の三第一項第一号イ中「規定する特定機械装置等」の下に「（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）」を加え、同条第三項中「第二十五条の二の三第九項」を「第二十五条の二の三第八項」に改め、同条第四項を削る。

第二十二条の三第三項、第二十二条の三の二第五項及び第二十二条の三の三第三項を削る。

第二十二条の四中「同条第一項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「第二十五条の二第十三項、第二十五条の二の二第九項、第二十五条の二の三第九項」を「第二十五条の二第十二項、第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「又は第六十八条の十五の六第十六項」を「規定又は」とあるのは「規定若しくは」と、「第六十八条の十四第十一項」に、「若しくは第六十八条の十五の六第十六項」を「第六十八条の十四第十一項の規定」に、「同項第七号」を「同項第十号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項」を「第三十九条の四十五第十八項」に、「とする」を「と、同条第七項中「又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第四項」とあるのは「若しくは平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第四項又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」とする」に改める。

第二十二条の五を削る。